

子育てを支援するための職員行動計画の目標値に係る平成27年度取り組み状況の集計結果について

平成31年度までの目標値	平成27年度実績
配偶者の分べんや子の養育の特別休暇について、両休暇合計で5日以上取得した男性職員の割合を50%以上にします。	23. 4% (取得対象者38人中、9人が5日以上取得)
男性職員のうち新たに育児休業等が取得可能となった職員における、育児休業、部分休業、育児短時間勤務のいずれかの制度を利用する職員の割合が10%以上になるように努めます。(平成25年度実績:0%、全地方公共団体平均:約1. 5%)	0%
1 子どものいる職員の深夜勤務や時間外勤務の制限に関する制度を理解している人の割合を100%にします。 2 職員1人あたりの時間外勤務が1年につき360時間を超える職員をゼロにします。(平成25年度実績:21人)	1 43. 1% 2 60人
1 職員一人当たりが一年度あたりに取得する年次休暇の日数を12日(年間20日に対する60%)以上とします。(平成25年度実績:8. 5日、取得率42. 5%) 2 次のようなときに、年次休暇を1日以上取得する職員の割合を100%とします。(例)休日の前後、週休日の前後、暑中休暇の前後、年末年始の前後、子どもの春休み・夏休み・冬休み、子どもの入学式、卒業式、授業参観、学芸会、運動会等の学校行事やPTA活動、職員または家族の誕生日、結婚記念日、住居地域で子育て活動等に参加する場合	1 8. 4日(取得率42. 0%) 2 73. 2%